銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、 銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産

等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する

件の一部を改正する件

○金融庁告示第

号

銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) 第五十二条の二十五の規定に基づき、 銀行法第五十二条の二十五

の規定に基づき、 銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本

三号)の一 部を次のように改正し、 令和五年三月三十一日から適用する。 \mathcal{O}

充実の

状況が適当であるかどうかを判断するため

 \mathcal{O}

基準

. つ

部を改正する件

(令和四年金融庁告示第二十

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定

(以 下

「対象規定」という。)は、

改正

前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ないものは、 これを加える。

2 う。 制 \mathcal{O} び お 外 11 部 手 告 項 玉 \mathcal{O} 株 滴 そ で 7 箵 \mathcal{O} 部 て Τ 段 示 12 定 Т い \mathcal{O} う 同 他 告 用 あ 本 て Т L 以 第 お す 内 L 附 _ Т ľ 保 0 再 5 新 下 る 玉 基 外 示 日 L Α い Α 準 部 第 カュ 有 て L 構 玉 С 銀 条 て 玉 際 C A 則 そ 調 同 行 Т 七 6 を Α 築 内 C 行 \mathcal{O} 第 際 統 規 継 当 調 لح 条 で 条 起 C力 \mathcal{O} Τ 達 持 八 U 統 制 L あ 第 該 規 12 達 法 株 + 算 続 Τ L 手 12 基 放 Α Τ 制 係 手 的 段 告 兀 基 準 象 る C L L L Α お 準 標 関 項 7 7 L 適 る С 段 又 を 号 は 会 A 示 11 行 に 準 連 第 五. 11 A 用 最 C規 は V 第 7 12 行 社 改 う。 的 調 五. 年 る C 日 低 規 制 該 経 同 規 Τ を 新 \mathcal{O} 手 号 ŧ) 規 基 制 夶 当 条 じ 定 同 を 済 L V 銀 達 正 第 う。 لح す 的 に 経 進 象 以 順 法 制 対 す 行 丰 \mathcal{O} Α 下こ るも る 位 段 掲 過 に 適 V \mathcal{O} 象 会 12 八 C 持 採 後 う。 げ す 用 会 社 同 + 0) Т 規 第 商 用 \mathcal{O} 0 適 株 額 る る V 日 用 社 \mathcal{O} \mathcal{O} 順 0) Ŧī. そ L 制 告 品 行 12 に 項 項 少 日 7 司 を 位 号 \mathcal{O} 対 は に 0 Α 示 関 象 算 数 ま ま 日 係 順 除 で 及 に 他 \mathbf{C} 及 は お 第 規 会 す 玉 入 出 で 1 で **(以** る 位 あ び 規 外 び 資 \mathcal{O} 当 て に 総 商 る 次 定 部 制 社 附 条 る 内 経 Т な 間 該 保 発 下 損 品 以 商 条 す Т 対 則 第 金 有 行 失 下 第 る 象 新 第 +過 融 は Τ 品 L L 1 吸 そ 措 機 さ \mathcal{O} لح 会 銀 八 뭉 L A Α _ لح そ 条 項 置 れ 収 \mathcal{O} 社 行 条 関 い \mathcal{O} C \mathcal{O} C 新 Α う。 た 条 に 調 第 規 が 等 銀 Cか 12 力 \mathcal{O} 他 を 持 制 で \mathcal{O} 行 規 0 Ł お 及 に 他 お 外 達 V 株 12 2 第 Τ 5 を 築 そ 内 調 行 第 同 規 + 七 Α С \mathcal{O} 三 継 力 調 八 条 条 起 当 C Τ لح 達 持 条 ľ 定 Τ 玉 L \mathcal{O} 該 法 達 株 + す 第 続 規 に Т 手 12 内 条 Α 算 L L 附 基 第 C L Τ 制 係 L A 手 的 段 告 お 兀 る 玉 A L 項 て 段 は 玉 準 関 て L 適 る С 又 を 示 1 号 際 С Α 則 に 最 は に 行 項 連 第 五. V Α 用 C 規 V 第 て 際 統 規 う。 年 低 規 制 該 経 同 規 Т 統 制 で 又 調 五. る C日 当 条 ľ あ は 号 を Ł 規 基 制 対 済 定 L 基 忲 達 لح る 第 手 に 経 制 進 対 象 す 的 以 第 す 基 進 象 \mathcal{O} A 兀 進 標 象 슾 る る C 会 段 掲 過 に 適 11 \mathcal{O} 12 下 八 行 う。 準 + げ す 0 用 適 会 社 ŧ 同 + \mathcal{O} Τ 規 行 社 \mathcal{O} 改 的 1 順 0 新 額 る る 日 用 社 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. そ L 制 を \mathcal{O} 手 条 12 に 位 項 号 同 少 日 て 0 同 を \mathcal{O} A 対 銀 11 正 う。 法 順 及 に 順 0 算 数 ま は お ま 日 係 除 で 他 C 象 行 く。 採 規 入 出 で V で る 位 あ び 規 外 規 会 持 位 前 以 せ \mathcal{O} て に 総 る 次 定 部 制 附 商 用 定 資 当 商 社 株 保 ず 間 該 発 下 損 品 以 商 条 す Т 対 則 告 品 行 \mathcal{O} 金 この 下この るそ 第 有 行 失 品 L 象 新 第 12 例 融 は Т は 示 とい 吸 会 関 Ļ さ 機 L 銀 八 第 に 旧 Α (そ 項 れ 条 収 \mathcal{O} 社 条 す 玉 ょ 関 新 Α C行 銀 う。 条に る る た に 力 \mathcal{O} に 調 第 条 内 等 銀 C か 他 を 持 行 <u>こ</u>と 規 つ、 ŧ お 及 他 達 11 株 経 Т 持 \mathcal{O} 行 お 外 第 う。 過 そ 持 制 \mathcal{O} び お 外 部 手 告 項 L 株 11 1 + 部 措 が 告 株 適 そ で て 資 \mathcal{O} 7 Τ 段 に 号 A \mathcal{O} 11 示 用 う 同 で 他 告 \mathcal{O} あ 本 て Τ L 以 第 お \mathcal{O} 置 С 示 き 保 Τ 再 ち 新 下 規 第 外 示 日 つ L じ Α V 制 る 兀 部 第 カゴ 有 て L 構 玉 A C 銀 条 て

表中の []の記載は注記である。	.略] 3 [同	きる。	第四十一条第一項又は第四十二条の規定の例によることが	五十四条の四の二第三項の規定を適用せず、旧銀行持株告	ら起算して五年を経過する日までの間は、新銀行持株告示	を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日	当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保	に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであっ	、適用日以後にTLAC規制対象会社となったものを除く	制対象会社の同順位商品のうち、そのTLAC規制対象会	国際統一基準行である標準的手法採用行は、国内TLAC [項を加	できる。	示第四十一条第一項又は第四十二条の規定の例によること	AC規制対象会社となったものでないときは、旧銀行持株 。	合において、当該TLAC規制対象会社が適用日以後にT 十一条	条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。この 四条の	して五年を経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十 算して	ているものについては、当該TLAC規制適用日から起 続して	TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継 該TL	その1月の大牛近月日言では多名でおかせのであって、当 - 传えの
	[4]										加える。]				米第一項又は第四十二条の規定の例によることができる	の四の二第二項の規定を適用せず、旧銀行持株告示第四	て五年を経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十	ているものについては、当該TLAC規制適用日から起	LAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継	1LAC規制適用日までに発行されたものであって、 当